

(仮称)岐阜薬科大学学舎建設工事

VE提案実施要領

岐阜市

目 次

1 本書の位置づけ	2
2 VE提案に関するスケジュール	2
3 VE提案の目的	3
4 VE提案の範囲	3
5 VE提案書等の提出	3
6 VE提案の審査	4
7 技術提案書及び入札書への反映	4
8 費用負担及び本工事への反映	5
9 責任の所在	5
10 VE提案が実施できない場合	5
11 VE提案内容の保護	5
12 問い合わせ先	5

【様式】

- ・ VE提案提出届 (様式VE第1号)
- ・ VE提案総括表 (様式VE第2号)
- ・ VE提案書 (様式VE第3号)
- ・ 採用VE一覧表 (様式VE第4号)

1 本書の位置づけ

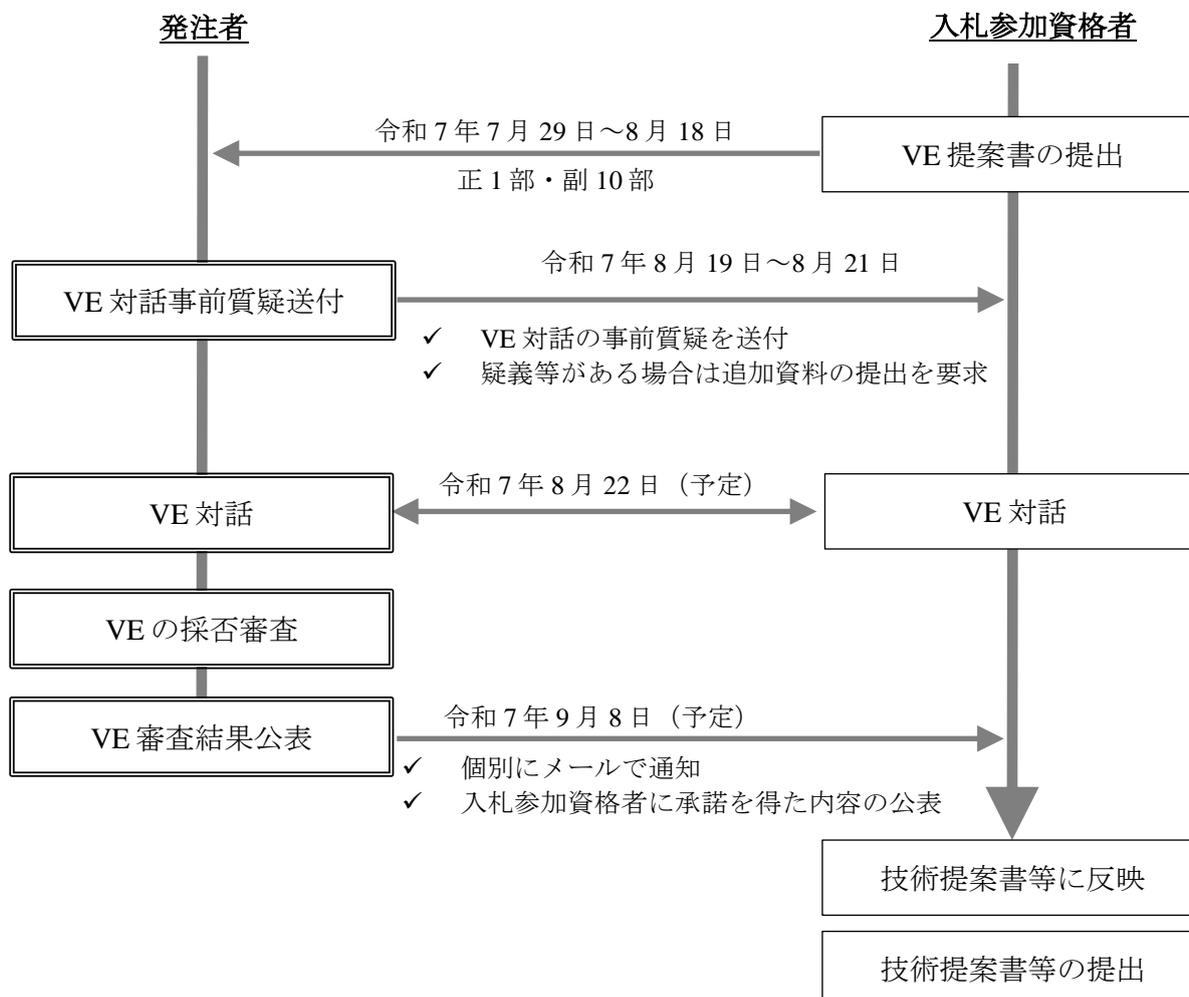
本VE提案実施要領（以下「本要領」という。）は、岐阜市（以下「発注者」という。）が行う（仮称）岐阜薬科大学学舎建設工事（以下、本要領において「本工事」という。）の事業者選定において、入札参加の資格を得た者（以下「入札参加資格者」という。）が技術提案書の提出に先立ち行うVE提案に関する事項を定めるものである。

なお、VE提案は入札参加資格者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案書への採否については、入札参加資格者が備えるべき入札参加要件とはしない。

2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、以下の予定である。

日程	内容
令和7年7月28日（月）	一般競争入札参加資格結果通知 （VE対話実施要領・入札参加資格者番号の送付）
令和7年7月29日（火）から8月1日（金）	本工事に係る質問書の提出期間
令和7年8月12日（火）	本工事に係る質問書の回答期限
令和7年7月29日（火）から8月18日（月）	VE提案書の提出期間
令和7年8月22日（金） 予定	VE対話
令和7年9月8日（月） 予定	VE審査結果公表



3 VE提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものとする。

(1) 工事費等の縮減

イニシャルコストの縮減が図られること。又は、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

(2) 工期の短縮

本工事の早期完成を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。

(3) 品質・性能の向上

基本設計コンセプトを踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。

4 VE提案の範囲

VE提案の範囲は原則以下のとおりとする。

(1) 原則

提案による建物の品質・性能等（柔軟性・効率性、利便性・機能性、業務継続性、省エネ性、保全性・メンテナンス性等）が、要求水準書、基本設計図書及び入札等に関する質問への回答書（当該回答書のうち、要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る。以下、これらを総称して「要求水準書等」という。）を満たすものと発注者が判断する場合に限り、基本設計図書の記載内容の変更を認めるものとする。

(2) 変更を認めない提案

- ア 基本設計図書に示す工期（以下「工期」という。）が延びるもの。
- イ 建物の配置を大幅（建物の四隅全てが変更されていること等）に変更するもの。
- ウ 要求水準書の別紙リスト【別紙2】に示す主要諸室の要求面積を下回るもの。
- エ 要求水準書の別紙リスト【別紙2】に示す主要諸室の設置階及び配置を変更するもの。
- オ 周辺地域を含め、工事中及び完成後に安全性が保たれないと考えられるものや、騒音、振動などが増加すると考えられるもの。
- カ ライフサイクルコストが増大すると考えられるもの。
- キ 外観パース及び内観パースに示すイメージ及び基本設計コンセプトを損なうもの。

5 VE提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加資格者は、以下の規定に基づきVE提案を作成のうえ、下記12問い合わせ先へ郵送又は持参により提出すること。

なお、持参及び郵送方法は、別紙「**入札（見積）書類の提出等について**」のとおりとする。

- (1) VE提案は、1提案毎にVE提案書1枚に記入すること。
- (2) VE提案総括表及びVE提案書（以下「VE提案書等」という。）には、住所、会社名、商標、特許技術の名称、各種認定番号等の入札参加資格者（再委託を予定している企業名を含む）が特定できる記載を行わないこと。
- (3) VE提案書等の本文の文字フォントは10.5ポイント以上とすること（図表、備考、コメント等を除く）。
- (4) VE提案書等には、右上の記入欄に入札参加資格者番号を記入すること。

- (5) 正本としてV E提案提出届、V E提案書等をファイリングしたものを1部提出すること。また、副本としてV E提案書等をファイリングしたものを10部提出すること。
- (6) ファイリングはA4縦で行うこととし、V E提案書(A3横)はZ折りにして綴じ込むこと。
- (7) 各提出書類は、それぞれ指定するファイル形式にてCD-R若しくはDVD-Rに保存し、1部提出すること。なお、保存したファイルは、テキストデータのコピーを制約する設定を行わないこと。

正本	1部	ファイリング
副本	10部	ファイリング
データ (CD-RまたはDVD-R)	1部	PDF、Word形式

6 V E提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加資格者から提出されたV E提案書等については、審査委員会で採否の判断をし、発注者が採否を決定する。

V E提案の審査にあたり、入札参加資格者から提出されたV E提案書等に疑義がある場合には、入札参加資格者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。また、V E対話に先立ち、対話時の質疑事項を送付する場合がある。

(2) V E対話

入札参加資格者から提出されたV E提案書等の内容の確認を行うため、発注者と入札参加資格者にて対話を行う。なお、対話の日時や会場等については、入札参加資格者に別途通知する。

(3) 審査結果の通知

V E提案の審査結果は、当該V E提案を行った入札参加資格者に個別にメールで通知する。ただし、入札参加資格者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加資格者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加資格者の承諾を得た内容については、公表する。

なお、審査結果に対する質疑は受け付けない。

7 技術提案書及び入札書への反映

V E提案を行った入札参加資格者は、原則として採用が認められたV E提案を技術提案書及び入札書に反映するものとする。また、V E提案の審査結果として公表された内容については、入札参加資格者全員が技術提案書及び入札書に反映することができる。

技術提案書のうち要求水準書等を上回る内容及び採用されたV E提案の内容は、入札参加資格者が満たすべき業務水準となる。

発注者により採用されたV E提案を技術提案書及び入札書に反映する場合は、技術提案書の提出にあわせ、採用V E一覧表に採用したV E提案を記入し提出すること。

V E提案が採用されなかった場合及びV E提案を行わなかった入札参加資格者は、発注者が提示した要求水準書等により作成した技術提案書及び入札書を提出すること。

なお、入札参加資格者は、採用が認められなかったV E提案や、V E提案として提出していない内容を、技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加することはできない。

技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、発注者は一切評価しない。
この場合、入札価格の変更は認めない。

8 費用負担及び本工事への反映

V E 提案に要する費用は全て入札参加資格者の負担とする。また、本工事を実施する者（以下「受注者」という。）は、技術提案書又は入札書に反映したV E 提案を請負契約締結後、本工事に反映するものとし、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続き及び手続きに要する費用負担は受注者が行う。

9 責任の所在

基本設計図書に関する責任は発注者及び基本設計者が負担するが、V E 提案内容、V E 提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は受注者が負担する。発注者が当該V E 提案の採用を認めることにより、当該V E 提案に対して受注者の責任が軽減又は免除されるものではない。

10 V E 提案が実施できない場合

受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映したV E 提案は、すべて契約内容となることから、必ず実施すること。契約締結後、技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案が実施不可能となった場合は、要求水準書等を満たしかつ、契約金額の変更は行わないこととし、別紙V E 提案に係る特約条項に定めるとおりとする。

11 V E 提案内容の保護

V E 提案の内容については、その採否に関わらず、入札参加資格者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

- (1) V E 提案の審査結果に係わらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると発注者が判断できる場合は、発注者は無償で当該提案を使用する。ただし、発注者と入札参加資格者との協議により産業財産権等の排他的権利を有すると発注者に認められた提案については、この限りではない。
- (2) 受注者の技術提案書又は入札書に反映されたV E 提案は、本工事に関し、発注者が無償で使用できる。

12 問い合わせ先

岐阜市役所行政部契約課請負係
〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1
T E L 058-214-2951